

災害対策指針

特定非営利活動法人友訪

(はじめに)

第1条 災害対策に関する基本的な考え方

災害の際に自力避難が困難な利用者の安全を図るため、災害対策指針を定め、災害時に速やかな対応ができる体制の整備、減災のための事前策を講じ、事業所の災害適応力を高めるための対策を実施する。

(災害対策委員会)

第2条 災害対策委員会の基本方針

災害発生時の安全を確保するために、災害対策委員会を設置する。

- (1) 災害対策委員会は、各事業所から1名以上選出し構成する。災害対策委員会のメンバーは次の通りとする。

職 種	役割
理事長	法人全体の管理
事業所管理者	情報の収集と各所への連絡・報告
防火管理責任者	生活支援員との連絡調整
生活支援員	利用者の相談・対応、生活支援

- (2) 災害対策委員会の開催

委員会は年4回(6月・9月・12月・3月)定期的を開催する。

委員会の活動内容は次の通りとする。

- ・事業所内の具体的な災害対策を策定する
- ・事業所の災害対策計画、BCP等を作成する
- ・事業所職員への研修等を企画・立案する
- ・事業所の安全対策に努める
- ・その他必要な事項

(職員研修)

第3条 職員研修に関する基本方針

災害対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底をはかることを目的に実施する。

研修の内容は、災害対策の基礎的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた安全対策の徹底や災害時の対応の周知徹底を行うものとする。

研修の種類と内容は次の通りとする。

- ・年1回以上の定期的な研修及び新規採用時の災害対策の基礎知識研修
- ・対応の周知及び外部研修会等への参加
- ・災害時の対応訓練

(平常時の対応)

第4条 災害対策計画に関する基本方針

事業所の災害対策計画に沿って、防災訓練、安全対策など減災に努める。
各計画書は各事業所にて整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(発生時の対応)

第5条 災害発生時の対応に関する基本方針

災害が発生したときは、委員会が災害対策本部となり、被害状況など情報の収集、対策を実施する。その内容及び対策について、災害委員会及び全職員に周知する。
災害対策立案のため、周辺地域の情報を収集・把握し、迅速な対応がとれるよう情報管理を行う。

(閲覧)

第6条 利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにする。

(その他)

第7条 その他災害対策推進のために必要な事項

災害対策計画は、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

(付則)

本指針は、令和3年5月20日より施行する。